



遠野市 商工業再生・再構築 事業費補助金について

(補助率と補助上限額の特別加算措置のご案内)

【補助金の交付額（補助率と補助上限額）】

1. 基本となる補助率と補助上限額

	再生事業	再構築事業	産学官共同研究事業
ハード事業	補助率 2/10 (上限 500 万円)		定額 (上限 200 万円)
ソフト事業	補助率 1/2 (上限 50 万円)		定額 (上限 50 万円)

2. 特別に補助率と補助上限額を加算する場合

申請者や事業計画の内容が、SDGsの推進などの特別加算要件に該当する場合は、補助率や補助上限額に加算措置が受けられます。

(加算後の最大補助率と最大補助上限額)

	再生事業	再構築事業	産学官共同研究事業
ハード事業	最大補助率 5/10(1/2) (最大上限 2,000 万円)		定額 (最大上限 2,000 万円)
ソフト事業	最大補助率 7.5/10(3/4) (最大上限 100 万円)		定額 (最大上限 200 万円)

(特別加算要件)

	要件	加算の内容
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>《省エネ推進、再エネ活用》</p> <p>補助事業の実施により、再生可能エネルギーの活用（補助事業者の事業活動に使用するエネルギー全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が、補助事業の着手前に対し3パーセント以上の向上）又は温室効果ガス排出量削減等のエネルギーの使用の合理化（整備しようとする工場又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、設備、機械、器具若しくは装置に係るエネルギーの使用量が、補助事業の着手前に対し年3パーセント以上の減少）の効果の有する場合</p>	<p>ハード事業</p> <p>補助率 1/10 加算 補助上限額 100 万円加算</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>《子育て支援》</p> <p>子育てサポート企業として、厚生労働大臣から“くるみん”の認定（次世代育成支援対策推進法第13条）を受けている場合</p>	<p>ハード事業</p> <p>補助率 1/10 加算 補助上限額 100 万円加算</p> <p>ソフト事業</p> <p>補助上限額 10 万円加算</p>
	<p>いわて子育てにやさしい企業として、岩手県知事から認証を受けている場合</p>	<p>認定・認証の数に応じて、</p> <p>ハード事業</p> <p>補助上限額 100 万円加算</p> <p>ソフト事業</p> <p>補助上限額 10 万円加算</p>
	<p>遠野市わらすっこ応援事業者として、市長から認定を受けている場合</p>	<p>ハード事業</p> <p>補助上限額 100 万円加算</p> <p>ソフト事業</p> <p>補助上限額 10 万円加算</p>
	<p>《女性活躍》</p> <p>女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業として、厚生労働大臣から“えるぼし”の認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条）を受けている場合</p>	<p>ハード事業</p> <p>補助上限額 100 万円加算</p> <p>ソフト事業</p> <p>補助上限額 10 万円加算</p>
	<p>いわて女性活躍企業として、岩手県知事から認証を受けている場合</p>	<p>ハード事業</p> <p>補助率 1/10 加算 補助上限額 100 万円加算</p>
	<p>令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、雇用する従業員（役員を含む。）のうち、女性の占める割合が30%以上の場合</p>	<p>ハード事業</p> <p>補助上限額 100 万円加算</p> <p>ソフト事業</p> <p>補助上限額 10 万円加算</p>

(特別加算要件)

	要件	加算の内容
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>《障害者雇用》</p> <p>令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、雇用する従業員（役員を含む。）のうち、障害者の占める割合が2.3%以上の場合</p>	<p>ハード事業 補助上限額 100万円加算</p> <p>ソフト事業 補助上限額 10万円加算</p>
	<p>《高齢者雇用》</p> <p>令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において雇用する従業員のうち、65歳以上の者の占める割合が15%以上の場合</p>	<p>ハード事業 補助上限額 100万円加算</p> <p>ソフト事業 補助上限額 10万円加算</p>
	<p>《若者雇用》</p> <p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理が優良な企業として、厚生労働大臣から“ユースエール”の認定（青少年の雇用の促進等に関する法律第15条）を受けている場合</p> 	<p>ハード事業 補助上限額 100万円加算</p> <p>ソフト事業 補助上限額 10万円加算</p>
	<p>いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバクラシバいわてに企業情報及び求人情報を掲載している場合</p>	<p>掲載、会員加入の状況に応じ、ハード事業 補助上限額 100万円加算</p>
	<p>いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバクラシバいわての移住支援金対象法人に掲載されている場合</p>	<p>ソフト事業 補助上限額 10万円加算</p>
	<p>釜石地区雇用開発協会の会員 遠野ものづくりネットワークの会員</p>	<p>補助上限額 10万円加算</p>
<p>《雇用拡大》</p> <p>令和4年4月1日の時点で、50人を超える常用雇用者*がいる場合</p> <p>*常用雇用者は、正社員・非正規社員に関わらず、雇用期間の定めのない雇用契約（労働条件通知書の提示）があり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者を指します。</p>	<p>ハード事業 （従業員数 - 50人）に10万円を掛けた額を加算 ※加算限度額 500万円</p> <p>ソフト事業 （従業員数 - 50人）に1万円を掛けた額を加算 ※加算限度額 50万円</p>	
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>《外国人雇用》</p> <p>外国人労働者（特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者）を受け入れている場合</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 100万円加算</p> <p>ソフト事業 補助上限額 10万円加算</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>《生産性向上》</p> <p>地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合</p>	<p>ソフト事業 補助上限額 50万円加算</p>
	<p>地域未来牽引企業に選定されている場合</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 100万円加算</p>
	<p>経営革新計画の承認を受けている場合</p>	<p>ソフト事業 補助率 1/10 加算</p> <p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 100万円加算</p>
	<p>先端設備等導入計画の認定を受けている場合</p>	<p>ハード事業 補助上限額 100万円加算</p>

	要件	加算の内容
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	<p>《感染予防対策》 新しい生活様式の実践において必要とするものを生産又は提供するための事業を行う場合</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 100 万円加算</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>《起業・創業》 新規創業（遠野商工会主催の創業塾を受講）</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 100 万円加算 ソフト事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 10 万円加算</p>
	<p>《事業再構築》 事業再構築指針に沿う事業活動＊ ＊事業再構築指針に沿う事業は、①新分野展開、②事業転換、③業種転換、④業態転換、⑤事業再編次のいずれかを行い、その付加価値額等が、補助事業着手前の直近の事業年度に対し、当該補助事業終了後5年以内に年3%以上向上する事業計画を策定している事業を指します。</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 100 万円加算</p>
	<p>市内で生産された農林水産物又は食品の海外輸出の実施</p>	<p>ソフト事業 補助率 2/10 加算</p>
	<p>インターネット販売の実現</p>	<p>ソフト事業 補助率 2/10 加算</p>
	<p>D X (デジタルトランスフォーメーション) の推進</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 ソフト事業 補助率 2/10 加算</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>《地域貢献・社会参加》 中心市街地の区域での事業実施</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 500 万円加算 ソフト事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 30 万円加算</p>
	<p>空き店舗（令和4年1月1日時点で事業の用に供していない建物）の利活用</p>	<p>ハード事業 補助率 2/10 加算 補助上限額 1,000 万円加算 ソフト事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 30 万円加算</p>
	<p>遠野市産業まつりに参加</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 ソフト事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 10 万円加算</p>
	<p>商店街団体等が行う事業</p>	<p>ハード事業 補助率 1/10 加算 ソフト事業 補助率 1/10 加算 補助上限額 10 万円加算</p>

【Q & A (特別加算措置関連)】

Q 補助金の申請を考えていますが、補助率や補助上限額の特別加算措置に該当するかどうかわかりません。簡単に調べる方法はありますか？

→A 特別加算措置の該当の有無は、補助金交付要綱の別表3をご覧ください。補助金の申請の前に、遠野市商工労働課にあらかじめ相談いただくことをおすすめします。

Q 今年、新たにお店を開店しましたが、これまで商工会の創業塾を受けていません。この場合は、新規創業者として特別加算措置を受けることができますか？

→A 遠野商工会が開催する創業塾のほか、遠野商工会の経営指導員や遠野市(商工労働課)からの総合支援を受けて起業・創業した方を特別加算措置の対象としています。

なお、今年起業・創業した方でも、今年11月に開催する創業塾を受講し、修了した方も特別加算措置の対象となりますので、創業塾の参加をご検討ください。

Q 運搬用の車両を2台購入しようと考えていますが、特別加算措置が該当になりますか？

→A 車両については、補助率のみ特別加算措置の対象になりますが、台数に関わらず、その補助上限額は100万円までとなります。

Q 任意団体を設立して事業を開始しようと思いますが、補助事業を申請できますか？

→A 原則として、市内の中小企業者、一般社団法人、みなし法人のほか、商店街組合等の団体を補助事業者としています。新たに設立する任意団体は、補助対象になりません。

なお、任意団体の代表者が、その個人事業として税の申告をする場合は、屋号をその任意団体の名称とし、代表者個人が補助金申請を行うことができます。個別具体的なケースになるため、遠野市(商工労働課)にあらかじめ事前相談をされることをお勧めします。

Q 個人の農業者で組合をつくり、漬物の加工場を整備するため補助金の申請を考えていますが、特別加算措置を受けることができますか？

→A 組合を法人登記される場合は、法人として補助金の申請ができます。登記されず任意団体で事業を行う場合は、任意団体では補助金の申請はできません。ただし、任意団体の代表者が、その個人事業として税の申告をする場合は、屋号をその任意団体の名称とし、代表者個人が補助金申請を行うことができます。

特別加算措置の該当の有無については、申請主体や事業内容によって異なります。個別具体的なケースになるため、遠野市(商工労働課)にあらかじめ事前相談をされることをお勧めします。

Q 申請する時点で、特別加算措置の要件を満たしていたのですが、その後要件から外れてしまいました。この場合、補助金の取扱いはどうなりますか？

→A 一部の要件を除き、特別加算措置が受けられなくなる可能性があります。

原則として、補助事業の事業期間中に、補助金交付申請の内容が変わる事態が起きた場合は、速やかに補助金の変更申請手続きを行う必要がありますので、くれぐれもご注意ください。